

措置事業部門

<p>外部環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設は、他法施策優先の中、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、DV や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託により受け入れ支援を行なっている。 ○平成 16 年生活保護制度のあり方に関する専門委員会報告書において、救護施設については「居宅での保護や他法による専門的施設での受け入れが可能なる者についてはこれを優先すべきであり、また原則的にはそれへ移行する経過的な施設」であるとされている。これを受け、救護施設においては、救護施設居宅生活訓練事業や保護施設通所事業の活用等により、入所者の地域移行の取り組みを進めている。 ○令和 2 年 4 月施行の改正社会福祉法および改正生活保護法において、無料低額宿泊所の規制が強化されるとともに、サービスの質が確保された日常生活支援住居施設に生活保護受給者が入居した場合は、福祉事務所が委託費を交付する制度が、令和 2 年 10 月から開始される予定であることから、今後、救護施設としての社会的使命・役割をしっかりと果たしていくことにより、差別化を図っていく必要がある。 ○母子生活支援施設は、DV や児童虐待、厳しい経済状況、多子、精神疾患など、複雑・困難な課題を抱える利用者が増加の一途をたどっている。都道府県社会的養育推進計画の策定や児童虐待防止の施行にともないより一層、個々に寄り添った自立支援の充実が課題となっている。また、地域の子育て家庭への支援や妊娠期からの継続的支援、親子関係の再構築・修復機能など、社会的養護の子どもを増加させない取り組みに母子生活支援施設を活用していくことも求められている。 ○平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確にするため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
<p>ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすとともに、利用者の地域生活への移行と定着のための支援を「個別支援計画」に基づいて行うことにより、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制」の構築を目指す。 ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもを社会全体で育む社会の実現に努める。 ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援分野における認定就労訓練事業などの新たな取組を行う。



